

建設関連業務委託成績評定の概要

令和7年度

盛岡市財政部契約検査課

工事指導検査室

目 次

1	建設関連業務委託の実施状況	
(1)	契約状況	2
(2)	成績評定の実施状況	2
2	令和7年度の成績評定結果	
(1)	評定点の分布	3
(2)	業務分類別評定結果	3
(3)	成績不良による指名停止措置状況	4
	資料編	
	建設関連業務委託成績評定の実施経過	5
	建設関連業務委託成績評定要領	6

1 建設関連業務委託の実施状況

(1) 契約状況

令和7年度に契約した建設関連業務委託は69件でした。令和6年度の81件からは若干減少した件数となりました。

業種区分別の契約件数は、土木関係コンサルタントが最も多く、続いて建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタントの順となっています。

表1 建設関連業務委託 業種区分別契約状況 (50万円以上) 税込み (円)

業種区分	R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
測量業務	7	160,222,467	3	148,797,000	5	185,735,000	4	117,377,700	1	19,800,000
建築関係コンサル	24	148,868,500	22	176,966,900	24	173,220,300	27	130,500,700	20	153,981,300
土木関係コンサル	35	386,547,700	32	357,134,800	27	417,169,500	37	1,087,004,600	37	610,699,100
地質調査業務	4	9,726,200	1	4,224,000	3	8,331,400	1	2,750,000	1	2,585,000
補償関係コンサル	24	124,944,600	11	54,024,300	11	62,946,400	12	52,949,600	10	37,665,100
計	94	830,309,467	69	741,147,000	70	847,402,600	81	1,390,582,600	69	824,730,500

※ 契約額は当初契約額 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 成績評定の実施状況

令和7年度に完了した業務委託 (成績評定を行ったもの) は68件で、平均評定点は75.8点となっています。令和3年度以降5年間の平均評定点は74.3点となっており、令和7年度は、例年並みとなっています。

表2 建設関連業務委託成績評定実績

完了年度	件数	平均評定点
R3	89	74.7
R4	57	73.0
R5	74	73.9
R6	86	74.3
R7	68	75.8
計	374	74.3

業種区分と業務分類について

◇業種区分

・盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格者に係る区分。

◇業務分類

・建設関連業務委託成績評定に係る評定上の分類で業種区分とは異なる。

・成績評定は複数の業務分類が含まれる契約の場合、主たる業務に係る業務分類で行う。

2 令和7年度の成績評定結果

(1) 評定点の分布

令和7年度に完了した業務委託の評定点の分布を図1に示します。65点以上～84点以下の範囲に多く分布しており、70点以上～74点以下が17件と最も多くなっています。また、平均点は75.8点、最高点は92点、最低点は50点となっています。

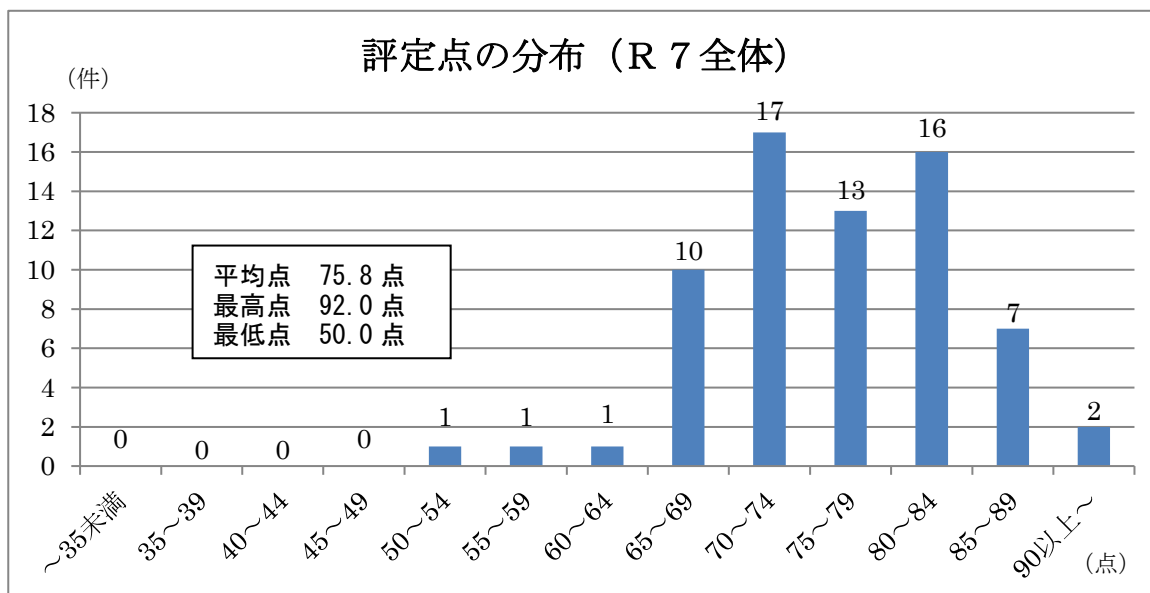


図1 評定点の分布 (令和7年度完了分)

(2) 業務分類別評定結果

令和7年度の業務分類別平均評定点では、各分類と大きく乖離した業務分類はありませんでした。

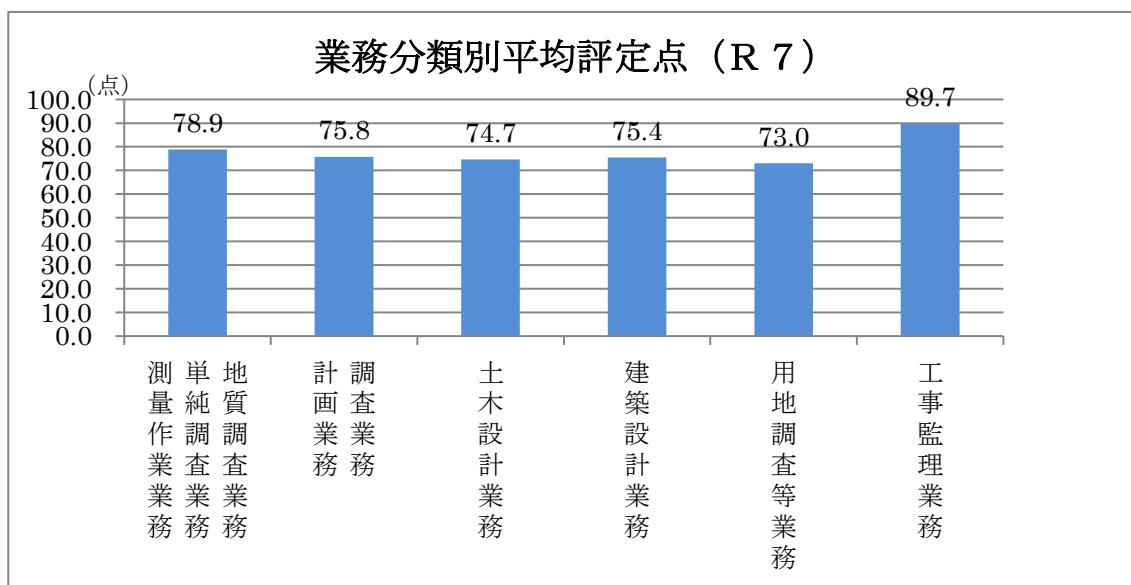


図2 業務分類別平均評定点 (令和7年度完了分)

(3) 成績不良による指名停止措置状況

令和7年度に完了した建設関連業務委託のうち、成績不良（評定点50点未満）により指名停止措置としたものはありませんでした。

盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（抜粋）

（平成3年9月30日市長決裁）

（指名停止）

第2 市長は、資格者が別表第1から別表第3までの左欄に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、当該資格者に対して指名停止を行うものとする。

2（省略）

（建設関連業務の委託契約等に係る競争入札参加資格者に対する指名停止）

第11 建設関連業務の委託契約及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者に対する指名停止については、市営建設工事の例による。

別表第3（第2、第4関係）契約の履行等に関する措置基準

措置要件	適用基準	期間
1（省略）		
2（省略）		
（工事成績の不良）		
3 施工した市営建設工事に係る完成検査の工事成績評定書の評定点合計が次の点数となったとき。	(1) 工事成績評定点合計が、45点以上50点未満のとき。 (2) 工事成績評定点合計が、35点以上45点未満のとき。 (3) 工事成績評定点合計が、35点未満のとき。	1月 2月 6月

（注）指名停止措置の実施時期は、当該事実を認定した日からとする。

【資料編】

建設関連業務委託成績評定の実施経過

年月日・項目	内 容
H20. 2. 14 市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会	・建設関連業務委託の成績評価の導入を決定
H20. 4. 1 建設関連業務委託成績評定要領施行 (H20. 2. 27 市長決裁)	・試行として評定を開始 ・要領第7から第10の規定はH21. 4. 1から施行
H20. 8. 27 成績評定表等の提出に係る通知 (契約検査課長通知)	「建設関連業務委託における成績評定表等の提出について」 ・成績評定表等の財政部長 (契約検査課) への提出方法を通知
H21. 2. 2 アンケート実施	「建設関連業務委託の成績評定に関するアンケート調査」
H21. 1. 27 市営建設工事等競争入札参加資格審査委員会幹事会	本格実施への移行について報告 ・H21. 4. 1から本格実施に移行 ・本格実施までのスケジュール
H21. 4. 1 本格実施に移行	本格実施への移行に伴い、受注者へ評定結果の通知を開始
H21. 6. 29 建設関連業務委託成績評定要領改正 同日施行	・評定者を「監督員、課長等及び検査員」から「監督員、当該業務を所管する課等の係長以上 (相当職を含む。) にあたる職員及び検査員」に変更。
H21. 7. 1 要領の改正に係る通知 (契約検査課長通知)	・上記についての通知 ・評定表の様式も合わせて修正「課長等」→「係長等」、決裁欄を削除し、評定者確認欄を設定
H23. 4. 1 市長部局と上下水道局の契約事務の一元化	・上下水道局の成績評定表等の提出先が契約検査課に変更
H25. 5 平均成績評定点 (過去5年) の業者への通知開始	・建設関連業務委託契約競争入札参加資格審査結果通知書に過去5年間分の当該業種区分に係る平均評定点を記載
H26. 4. 1 成績評定に係る事務を工事指導検査室に移管	・成績評定に係る事務を工事指導検査室に移管
H27. 3. 18 建設関連業務委託成績評定要領改正 H27. 4. 1 施行	・成績評定の対象を設計金額50万円以上から契約金額50万円以上へ、評定表の提出について写しの提出に変更 ・業務委託成績評定表等の様式を改正
R4. 3. 9 建設関連業務委託成績評定要領改正 R4. 4. 1 施行	・成績評定対象業務委託に「工事監理業務委託」を追加する ・建設関連業務委託成績評定要領 (様式等) の改正手続き (決裁)
R8. 3. 31 建設関連業務委託成績評定要領改正 R8. 4. 1 施行	・成績評定対象業務委託の評価対象とする金額要件を改正

建設関連業務委託成績評定要領

(平成20年2月27日市長決裁)

改正 平成21年6月29日決裁

平成27年3月18日決裁

令和4年3月9日決裁

令和8年3月31日決裁

(目的)

第1 この要領は、盛岡市の所掌する建設関連業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業者及び技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 この要領において、評定の対象となる建設関連業務委託（以下「業務委託」という。）は、盛岡市建設関連業務委託契約競争入札参加資格要綱（平成8年告示第420号）第2に規定する次の業務とする。

- (1) 測量
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務

2 評定は、業務委託の目的により、次に掲げる業務に分類して行う。

- (1) 地質調査、測量作業及び別に定める単純調査業務
- (2) 調査業務及び計画業務
- (3) 設計業務
- (4) 建築設計業務
- (5) 用地調査等業務
- (6) 工事監理業務

3 評定は、契約金額が100万円以上（災害の応急措置に係るものは200万円以上）の業務委託について行うものとする。

(評定者)

第3 業務委託の評定者は、監督員、当該業務委託を所管する課等の係長以上の職（相当職を含む。）にある職員（以下、「係長等」という。）及び検査員の3者が行う。

2 監督員とは、土木設計等業務委託契約約款第9条に規定する調査職員又は監督職員をいう。ただし、建築設計業務においては、建築設計業務委託契約約款第14条に規定する調査職員をいい、工事監理業務においては、業務委託契約約款第7条に規定する調査職員をいう。

3 係長とは、盛岡市市長部局の行政組織及び運営等に関する規則(昭和33年規則第7号)

第 36 条の 6 及び盛岡市教育委員会行政組織規則（平成 4 年教育委員会規則第 13 号）第 12 条第 1 項に規定する係長をいう。

4 検査員とは、土木設計等業務委託契約約款第 32 条、建築設計業務委託契約約款第 36 条及び業務委託契約約定第 13 条の規定に基づき検査を行う者をいう。

（評定の方法）

第 4 評定は、採点表に基づき、業務委託及び評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、業務委託成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第 5 評定は、監督員及び係長等にあつては業務委託が完了したとき、検査員にあつては業務委託の検査を実施したとき、それぞれ行うものとする。

（評定表の提出）

第 6 当該業務委託を所管する部長等（以下「所管部長等」という。）は、評定表の写しを財政部長に提出するものとする。

（評定点の通知及び公表）

第 7 所管部長等は、評定を行ったときは、速やかに、当該業務委託の受注者に対して、評定の結果を、業務委託成績評定通知書により通知するとともに、その写しを財政部長に提出するものとする。

2 財政部長は、前項の規定により業務委託成績評定通知書の写しの提出を受けたときは、その写しを閲覧による方法により公表するものとする。

（評定の修正）

第 8 所管部長等は、第 7 第 1 項の規定による通知をした後、当該通知をした評定を修正する必要があると認めたときは、当該評定を修正するものとする。

2 第 7 の規定は、前項の規定による評定の修正を行う場合について準用する。

（説明請求）

第 9 業務委託成績評定通知書による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第 10 所管部長等は、第 9 の規定による説明請求があつたときは、評定者による説明会を開催するとともに、業務委託成績評定に係る説明書（回答）により、当該説明請求を行った者（以下「請求者」という。）に回答するものとする。

2 所管部長等は、前項の規定により請求者に回答を行ったときは、その結果を財政部長に通知するものとする。

3 財政部長は、前項により通知を受けたときは、その写しを閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申

込みの誘引に係る契約について適用する。ただし、第7から第10までの規定は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。